

ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会(以下「協会」という。)のホームページを広告媒体として活用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ホームページへ広告を掲載する事業は、本事業の実施により協会の新たな財源を確保し、ホームページ運営費用の低減に寄与することを目的とする。

(広告掲載の基準)

第3条 広告事業は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

ウ その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適当であると理事長が認めるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれのあるもの

(5) 政治性のあるもの

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不適当であると理事長が認めるもの

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載を希望するものは、広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容が分かるものを添えて、理事長に提出しなければならない。

2 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任と負担で作成するものとする。

3 広告掲載期間は、原則1年とし、広告掲載期間が満了した場合において広告掲載者から特段の申し出がないときは、広告掲載期間は自動更新するものとする。

(広告掲載の審査)

第5条 理事長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第3条に規定する基準により、別に定める審査会で審査する。

2 理事長は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。

(広告決定の取消し)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害については、協会はその責任を負わない。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) ホームページを閉鎖する場合
- (3) その他理事長が広告掲載が適切でないと判断したとき

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は一月当たり 5,000 円に消費税相当額を加えた額とする。

2 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、理事長が指定する期日までに、広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第8条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) その他理事長が特に返還する必要があると認めたとき。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。

3 第三者から、協会に対して、広告に関し損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

(会議)

第10条 広告等の掲載の可否について疑義が生じた場合において、理事長が必要と認めた場合は、広報委員会を招集する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月14日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 3 年 9 月 14 日から施行する。

様式第 1 号 (A4 縦型)

広告掲載申込書

年 月 日

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長

住所又は所在地
氏名又は名称

下記のとおり広告の掲載を申し込みます。

記

- 1 広告の内容
- 2 業種
- 3 掲載期間
- 4 添付資料
- 5 申込者連絡先

様式第2号(A4縦型)

第 号
年 月 日

住所又は所在地

申込者の氏名又は名称 様

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長

広告掲載審査結果通知書

年 月 日付けで申込のあったホームページの広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 広告掲載の可否(否の場合はその理由)
- 3 広告掲載期間
- 4 広告掲載料
- 5 広告掲載料の納入方法
- 6 ホームページ掲載要綱を遵守すること。

様式第 3 号 (A4 縦型)

第 号
年 月 日

住所又は所在地

広告主の氏名又は名称 様

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長

広告掲載取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定した広告の掲載について、下記の理由により取り消すことを決定したので通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 取消理由